



撮影者：株式会社浦野設計 浦野三男様

明けましておめでとうございます。

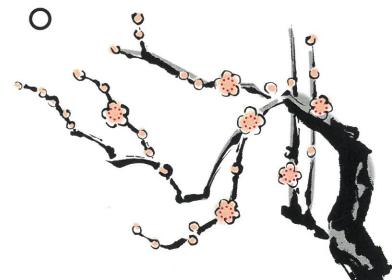
お正月は、いかがお過ごしでしたでしょうか？

年々月日の過ぎるスピードが加速されていきます。社会の変化のスピードも同様に加速され、特に情報通信機器の発達のスピードには、ついていけなくなってしましました。負け惜しみかもしれません、かつて流行った「せまい日本、そんなに急いでどこへ行く。」という標語に懐かしさを覚えるのは、私だけでしょうか？

社会の変化のスピードが速くなったことは、法律の世界にも大きな影響を及ぼし、新しい法律の制定や既存の法律の改正が毎年多数なされています。私たち弁護士は、日々の業務を遂行しながら、これらの法律についても勉強しなければなりません。年を取ってからの勉強はなかなか辛いものですが、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士の使命を思えば、弱音を吐いてはいられません。

当事務所では、社会がどのように変化しようとも、皆様の抱える課題に対し、迅速かつ適確なリーガルサービスが提供できるように、今年も、事務所員一同精進してまいる所存です。

新しい年が、皆様にとって夢と希望に満ちた年となりますようにお祈り申し上げます。



石原総合法律事務所
所長弁護士 石原 真二



副所長弁護士 花村 淑郁

皆さま、明けましておめでとうございます。

本年も倍旧のご厚情を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

さて、昨年は、国際的には、イスラミックスティートのテロリズムに対する防衛とシリア難民受け入れに関するヨーロッパの苦悩に印象づけられた1年であったでしょうか。そして、我が国周辺においては、中国による海上主権の拡張路線が際立った年であるように思えます。こうした国際情勢と相関連するのかしないのか、我が国においては、あれだけ盛り上がった国民的反対のトレンドをよそに、安全保障関連法案が可決されました。

年頭にあたり、紛争のない平和な国際社会が築かれることを心から願っています。



副所長弁護士 枇田 勝彦

あけましておめでとうございます。

今年の目標をどうしようかと考えていましたが、毎年目標を立てているものの実現できたためしがない、というより1年の途中で立てた目標を忘れてしまい、実現できたかどうか振り返ってみたことがないことに気づきました。

そこで、遠い目標より近い目標、今年はとりあえず寒い冬を風邪を引くことなく元気に過ごすことを目指して頑張りたいと思います。

よろしくお願ひします。



弁護士 清水 綾子

4月に就任した愛知県弁護士会副会長の任期もあと3ヶ月になりました。多くの時間を弁護士会館で過ごし、これまでとは異なった環境に身を置くと、弁護士を取巻く環境が変化していることをより実感します。情報化が進み法律に関する情報がネット上に溢れている今、弁護士が提供できる(提供すべき)サービスは何か。国際化が進む中、意思疎通が図れるレベルの英語力もなくてよいのか。高齢化社会の中で弁護士が果たす役割は何か。

情報化、国際化、高齢化に対応できるよう努力することが当面の課題となりそうです。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 鈴木 隆臣

明けましておめでとうございます。昨年は、ラグビーのワールドカップで日本が大活躍しました。

強豪南アフリカに勝ったときには、そんなことがホントにあるのかと、びっくりしました。その後も2勝し、フロックではなかったことがわかりました。2019年には日本でワールドカップが開催されます。楽しみですね。さて、自分の方は運動はというと、数年ほど前から、健康維持のために週末にプールに行って泳いでいます。それほど時間はとられませんし、肩こりの解消にも効果がありますので、今年も続けていきたいと思っています。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 伊藤歌奈子

3歳の長男と、1歳の長女がいます。振り返った時に長女と目が合うと、長女はニコッと笑い、私も思わず笑顔になります。長女がバイバイするので、私も手を振り返すと、それだけで満面の笑みを見せるので、私も嬉しい気持ちになります。長男は、私が新しい服を着ると「お母さん、カワイイ!」と言ってくれるので、私は笑顔になり「ありがとうね」と言います。子育ては思うようにいかず大変なことも山とありますか、笑うとか、褒めるとかそんな単純なことが、人を幸せな気持ちにさせると改めて気づかせてくれます。今年はどんな新しい発見があるでしょうか。仕事も子育てもがんばっていきますので、今年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士 中川真吾

明けましておめでとうございます。新春の事務所報においては、前年に新たに挑戦したことをご報告することとしており、今回もまたご報告させていただきます。まず、①男声合唱団に入りました。これまで音楽に対する憧れはありつつも縁遠い生活を送っていましたが、高校の先輩の紹介で合唱団への参加を認めてもらい、栄ミナミ音楽祭や名古屋祭りで歌ったほか、老人ホームへの慰問にも行きました。もう少し自信がつければ「テノール弁護士」を自称することにします（冗談です）。次に、②初めてジェットスキーを運転しました。免許自体は2年前に取っていたものの、昨年夏に運転する機会を得ることができました。体感速度の速さに若干（かなり？）腰が引けた運転姿勢でしたが、「海の男」気分を満喫しました。この調子で、今年もまた新しいことに挑戦していきたいと思います。



弁護士 森 優介

新年明けましておめでとうございます。

愛知での生活を始めてからちょうど9か月が経ちました。昨年は、多くの御縁に恵まれ、本当に楽しい1年でした。また、学校でのいじめ予防授業等の弁護士会の委員会活動をはじめ、新しいことに挑戦できた年でもあり、お誘いもあって、ご無沙汰だったピアノやスクエーバを再開できた年でもありました。いつどこでどのような経験が役に立つかは分かりませんが、公私問わず、諸先輩方からご教示いただき、経験させていただいたことは全て活かしながら、依頼者の正当な利益の実現に精一杯力を尽くしていきたいと思います。

本年もよろしくお願い致します。



◆事務局一同よりご挨拶

明けましておめでとうございます。

昨年は、事務所にとって記憶に残る事柄があった年でもありました。

本年は、事務局一同、昨年以上に弁護士業務の補助に全力で

取り組みますので、本年も変わらぬお引き立ての程、

よろしくお願ひ申し上げます。

皆様にとって幸多き年となりますようお祈り申し上げます。



事務局一同

Service

当事務所では、顧問の皆様に対し、以下のリーガルサービスを提供しております。
未だ顧問契約を締結していない場合であってもご相談に応じます。
ご興味をもたれたら、遠慮なく当事務所(事務局 木村)までお問い合わせください。

■御社で法律相談を行います。

事件の相談を受けると、なぜもっと早期に相談してくれなかつたのかという思いに駆られることがよくあります。そこで、ご希望される企業に対しては、定期的に当事務所の弁護士が出かけ、法律相談を実施いたします。

また、この法律相談の機会を、福利厚生の一つとして、従業員が個人的な法律問題を無料で相談できる場にしていただいても構いません。

弁護士は全ての問題を解決できるわけではありませんが、弁護士であれば解決できる問題は確かにあります。我々をご活用ください。

■従業員向けセミナー等の開催

色々な場で弁護士による法律セミナーが開催されておりますが、各企業がその時々で直面する法律問題は、業種や規模などによって異なります。

当事務所では、これまで個々の企業からのご依頼で、弁護士が講師となって従業員向けのセミナーを開催しておりますが、顧問契約を締結している企業からご希望があれば、初回に限り、基本的に無償でそのようなセミナーを開催させていただきます(なお、交通費はいただく場合があります。)。

従業員に対する研修の一貫としてご活用いただければ幸いです。

石原総合法律事務所

愛知県名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル10階

TEL:052-204-1001 FAX:052-204-1002

MAIL:mail@ishihara-lawoffice.com

営業時間:9:00~18:00 休業日:土・日・祝

※当ビル地下2階に、無料駐車場(2台分)有り。他、近隣に有料パーキング有り

最寄駅

地下鉄東山線 伏見駅 1番出口 徒歩3分

地下鉄ご利用の方は、東山線・鶴舞線伏見駅北改札口を出て、1番出口をご利用下さい。なお、平日7:30から20:30までは、地下鉄東山線栄方面藤が丘行きホームの東改札口から伏見地下街を通り、C出口を出ただければ、豊島ビル前にすることができます。

事務所からの
お知らせ

事務所の年末・年始のお休みは、1月29日(火)から1月4日(月)まで、1月5日(火)から平常通り業務いたします。

